

司法書士

法 律	司法書士法		制 定 日	1950年5月22日
監 督 官 庁	法務大臣	人 数	17,714 名	(2004年3月1日現在)
業 務 内 容	登記・供託手続代理、登記・供託審査請求手続代理 法務局・裁判所・検察庁への提出書類作成 簡裁民事訴訟代理(訴額140万円以下/認定司法書士) 簡裁和解、支払い督促代理(訴額140万円以下/認定司法書士) 簡裁証拠保全、民事保全手続代理(訴額140万円以下/認定司法書士) 簡裁民事調停代理(訴額140万円以下/認定司法書士) 法律相談、裁判外の和解(140万円以下/認定司法書士)			
資格取得事由	司法書士試験(筆記、後述試験、法務省)に合格した者 裁判所事務官、裁判所書記官、法務事務官若しくは検察事務官としてその職務に従事した期間が通算して十年以上になる者又はこれと同等以上の法律に関する知識及び実務の経験を有する者であつて、法務大臣が必要な知識及び能力を有すると認定したもの			
試 験 内 容	科 目	(1)憲法、民法、商法及び刑法に関する知識 (2)不動産登記及び商業(法人)登記に関する知識(登記申請書の作成に関するものを含む。) (3)供託並びに民事訴訟、民事執行及び民事保全に関する知識 (4)その他司法書士法第3条第1項第1号から第5号までに規定する業務を行うのに必要な同法に関する知識		
	方 法	<筆記試験> 午前の部:(1)については多肢択一式 午後の部:(2)については多肢択一式及び記述式、(3)(4)については多肢択一式 <口述試験> 筆記試験合格者に実施		
懲 戒	管轄法務局、地方法務局長に懲戒権 法令違反 <懲戒の内容> 戒告 二年以内の業務の停止 業務の禁止			
備 考	認定司法書士は、司法書士であつて100時間の能力担保研修を受け、法務省の行う認定考査に合格したものをいう。			

弁 理 士			
法 律	弁理士法		制 定 日 2000年4月26日
監 督 官 庁	経済産業大臣	人 数	5,654 名 (2004年3月31日現在)
業 務 内 容	特許、実用新案、意匠、商標に関する手続代理 特許、実用新案、意匠、商標に関する異議申立・裁定に関する手続代理 に関する鑑定その他の事務 知的財産権等を侵害する物品に該当するか否かの認定手続申立代理(関税定率法21条4項)及び申立をした者が行う税関長、財務大臣に対する手続代理 特許、実用新案、意匠、商標、回路配線又は特定不正競争に関する仲裁手続代理 特定侵害訴訟の共同代理(付記弁理士)		
資格取得事由	弁理士試験に合格した者 弁護士となる資格を有する者 特許庁において審判官又は審査官として審判又は審査の事務に従事した期間が通算して七年以上になる者		
試 験 内 容	科 目	【短答式】(1)特許法・実用新案法、(2)意匠法、(3)商標法、(4)工業所有権に関する条約、(5)著作権法・不競法 【論文式】 < 必須科目 > (1)特許法・実用新案法、(2)意匠法、(3)商標法 < 選択科目 > (1)地球工学、(2)機械工学、(3)物理工学、(4)情報通信工学、(5)応用化学、(6)バイオテクノロジー、(7)弁理士の業務に関する法律 【口述試験】特許法・実用新案法、意匠法、商標法	
	方 法	【短答式】マークシート(五肢択一) 【論文式】いずれか1科目を願書提出時に選択し、選択科目に設定された共通問題と、その選択科目に属する選択問題を1つ試験当日に選択して解答する。 【口述試験】それぞれの科目について10分程度	
懲 戒	経済産業大臣に懲戒権 法令違反 < 懲戒内容 > 戒告 二年以内の業務の停止 業務の禁止		
備 考	弁理士法：大正10年法を全面改正 試験科目の免除 (1)筆記試験免除：口述試験で不合格になった者、その翌年に限る (2)工業所有権法免除：特許庁での審査・審判経験が5年以上となる者 (3)選択科目免除：経済産業省令で指定する資格を持つ者は、各資格に対応する論文式試験の選択科目を免除 (4)付記弁理士は、経済産業省の定める能力担保研修を修了した上、特定侵害訴訟代理業務試験に合格し、弁理士名簿にその旨を付記されたものをいう。		

税 理 士				
法 律	税理士法		制 定 日	1951年6月15日
監 督 官 庁	財務大臣	人 数	63,370 名	(2004年3月31日現在)
業 務 内 容	<p>税務代理(税務官公署に対する税法や、行政不服審査法の規定に基づく申告、申請、請求、不服申立てなど税務調査や処分に対する主張について代理、代行すること)</p> <p>税務書類の作成(申告書や申請書類の作成)</p> <p>税務相談</p> <p>会計業務</p> <p>租税に関する訴訟の補佐人(弁護士とともに出頭して陳述する権限)</p>			
資格取得事由	<p>税理士試験に合格した者(実務経験2年必要。)</p> <p>税理士法により試験を免除された者(税務署職員等、実務経験2年必要)</p> <p>弁護士(弁護士となる資格を有する者を含む。)</p> <p>公認会計士(公認会計士となる資格を有する者を含む。)</p>			
試 験 内 容	科 目	<p>会計学(簿記論及び財務諸表論の2科目必須)</p> <p>税法(所得税法、法人税法、相続税法、消費税法又は酒税法、国税徴収法、住民税又は事業税、固定資産税の9科目のうち3科目選択)ただし、所得税法又は法人税法のいずれか1科目は必ず選択。</p>		
	方 法	科目合格制		
懲 戒	<p>財務大臣に懲戒権</p> <p>故意に真正の事実を反する書類作成</p> <p>過失の場合</p> <p>脱税相談、指示</p> <p>法定の税務提出書類に虚偽の記載をしたとき</p> <p>法令違反</p> <p>< 懲戒内容 ></p> <p>戒告</p> <p>一年以内の税理士業務の停止</p>			
備 考				

不動産鑑定士

法 律	不動産の鑑定評価に関する法律		制 定 日	1964年4月1日
監 督 官 庁	国土交通大臣	人 数	5,767 名 (2004年4月1日現在)	
業 務 内 容	<p>不動産の鑑定評価(土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利の経済価値を判定し、その結果を価額に表示すること)</p> <p><2004年6月2日公布の改正法> 不動産の鑑定評価 不動産の客観的価値に作用する諸要因に関して調査若しくは分析を行い、又は不動産の利用、取引若しくは投資に関する相談に応じること(ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。)</p>			
資格取得事由	<p>不動産鑑定士に合格した者(二次試験合格後、2年以上の不動産の鑑定評価に関する実務に従事し、且つ鑑定士補として実務補修1年の経験がないと3次試験が受験できない)</p>			
試 験 内 容	科 目	<p>[第一次] 国語、数学、論文 [第二次] 民法、不動産に関する行政法規、経済学、会計学、不動産の鑑定評価に関する理論 [第三次] 不動産の鑑定評価に関する実務</p>		
	方 法	<p>[第一次] 大学卒業者、大学に2年以上在籍して44単位以上取得した者、短大、高専卒業者は免除 [第二次] は択一式。 、 、 については論文式。 [第三次] 論文式(論文問題・演習問題)</p>		
懲 戒	<p>国土交通大臣に懲戒権 故意に、不当な不動産の鑑定を行なったとき 相当の注意を怠り、不当な不動産の鑑定を行なったとき 禁止処分に違反したとき <懲戒内容> 業務禁止又は登録削除 一年以内の業務停止 登録の抹消</p>			
備 考	<p>不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正(2004年6月2日公布・法律第66号) <試験> 【短答式】 不動産に関する行政法規、不動産の鑑定評価に関する理論 論文試験は短答式試験に合格した者に実施 【論文式】 民法、経済学、会計学、不動産の鑑定評価に関する理論 公認会計士試験に合格した者で、実務修習を修了し、国土交通大臣の確認を受けた者</p>			

土地家屋調査士

法 律	土地家屋調査士法		制 定 日	1950年7月31日
監 督 官 庁	法務大臣	人 数	18,648 名	(2004年4月1日現在)
業 務 内 容	不動産の表示に関する登記について必要な土地家屋に関する調査又は測量 不動産の表示の関する登記の申請手続き、審査請求			
資 格 取 得 事 由	土地家屋調査士試験に合格した者 法務局又は地方法務局において不動産の表示に関する登記の事務に従事した期間が通算して十年以上になる者であつて、法務大臣が必要な知識及び能力を有すると認定した者			
試 験 内 容	科 目	(1)民法に関する知識 (2)登記の申請手続(登記申請書の作成に関するものを含む。)及び審査請求の手続に関する知識 (3)土地及び家屋の調査及び測量に関する知識及び技能 ア 平面測量(トランシット及び平板を用いる図根測量を含む。) イ 作図(縮図及び伸図並びにこれに伴う地図の表現の変更に関する作業を含む。) (4)その他土地家屋調査士法第3条に規定する業務を行うのに必要な知識及び能力		
	方 法	【筆記試験】(1)～(4):多肢択一式及び記述式 【口述試験】(1)、(2)、(4) 筆記試験合格者のみ口述試験の受験が可能。		
懲 戒	法務大臣に懲戒権 法令違反 <懲戒内容> 戒告 2年以内の業務停止 業務の禁止			
備 考				

社会保険労務士

法 律	社会保険労務士法		制 定 日	1968年6月3日
監 督 官 庁	厚生労働大臣	人 数	28,172 名	(2004年1月31日現在)
業 務 内 容	労働及び社会保険に関する法令に基づいて申請書等を作成すること 申請書提出に関する手続きを代わってすること 労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、異議申立て、再審査請求などについての代理 個別労働関係紛争の紛争調整委員会のあっせんについて紛争当事者の代理 労働社会保険諸法令に基づく帳簿作成 労働、社会保険に関する相談、指導			
資格取得事由	社会保険労務士試験に合格した者 社会保険労務士法で試験免除された者 (〃 は実務経験2年以上又はこれと同等の経験を有すると大臣が認定することが必要) 弁護士となる資格を有する者			
試 験 内 容	科 目	労働基準法及び労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法、労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識		
	方 法	選択式と択一式		
懲 戒	厚生労働大臣に懲戒権 不正行為の指示 申請書等に虚偽記載 法令違反 重大な非行 < 懲戒内容 > 一 戒告 二 一年以内の業務の停止 三 失格処分(社会保険労務士の資格を失わせる処分)			
備 考				

行政書士			
法 律	行政書士法		制 定 日 1951年2月2日
監 督 官 庁	都道府県知事(各行政書士会) 総務大臣(日本行政書士連合会)	人 数	36,417 名 (2004年4月1日現在)
業 務 内 容	<p>官公署へ提出する書類、その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成 の書類を官公署に提出する手続の代理 契約その他に関する書類を代理人として作成すること の書類作成についての相談</p>		
資格取得事由	<p>行政書士試験に合格した者 弁護士となる資格を有する者 弁理士となる資格を有する者 公認会計士となる資格を有する者 税理士となる資格を有する者 公務員としての行政事務、独立行政法人等の行政事務を原則通算20年以上担 当した者</p>		
試 験 内 容	科 目	<p>行政書士の業務に関し必要な法令等:行政書士法(行政書士法施行規則を 含む。)、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸 籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学 一般教養</p>	
	方 法	<p>については、択一式及び記述式 については、択一式</p>	
懲 戒	<p>都道府県知事に懲戒権 法令違反、規則、知事の処分違反 重大な非行 <懲戒内容> 一年以内の業務の停止 業務の禁止</p>		
備 考			